



第2期 水巻町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

みんなで育む 明るく居心地のいい町 みずまき



令和3年3月

水巻町

第2期水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 目次

第1章	計画策定の背景と目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
第2章	計画の基本的事項	2
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	計画の期間	2
(3)	対象とする施設	3
(4)	対象とする温室効果ガス	4
(5)	計画の基準年度、目標年度	4
第3章	二酸化炭素の排出状況	5
(1)	エネルギーの使用量（基準年度の実績）	5
(2)	二酸化炭素の排出状況（基準年度の実績）	12
(3)	基準年度（2014年度）以降の経年変化	14
第4章	計画の目標	16
(1)	二酸化炭素排出量の削減目標	16
(2)	エネルギー使用量の削減目標	17
第5章	具体的な取組	18
(1)	財やサービスの購入に関する取組	18
(2)	財やサービスの使用に関する取組	19
(3)	ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組	20
(4)	施設の新築・改修、設備の導入・更新に関する取組	20
(5)	建設工事に関する取組	21
(6)	温暖化対策意識の向上に関する取組	21
第6章	計画の推進	22
(1)	推進体制	22
(2)	実施状況の点検・把握	23
(3)	計画の公表	23
(4)	計画の見直し	23
資料		24

第 1 章 計画策定の背景と目的

(1) 背景

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。温室効果ガス排出量の増加は、気候変動や生態系の変化等をもたらし、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えることとなります。

世界に目を向けると、2015年にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016年11月には「パリ協定」が発効されました。2017年にドイツのボンで開催されたCOP23では、削減目標の引き下げを促す「タラノア対話」を2018年から実施することを合意しました。2018年12月にポーランドのカトヴィツェで開催されたCOP24では、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて「パリ協定」の実施指針を採択しました。

我が国は、2016年5月13日に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減することを国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。削減目標の26%のうち、業務部門では約40%削減を目標にしており、地方公共団体においても、温室効果ガス排出量の削減に向けた行政自らの率先した取組が求められています。

地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」とする）において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減と吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（＝地球温暖化対策実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

(2) 目的

本計画は、水巻町の事務・事業に対し、温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

第 2 章 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）は、温対法第 21 条に基づく計画で、第 5 次水巻町総合計画や水巻町環境基本計画における地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に取り組んでいくための計画です。

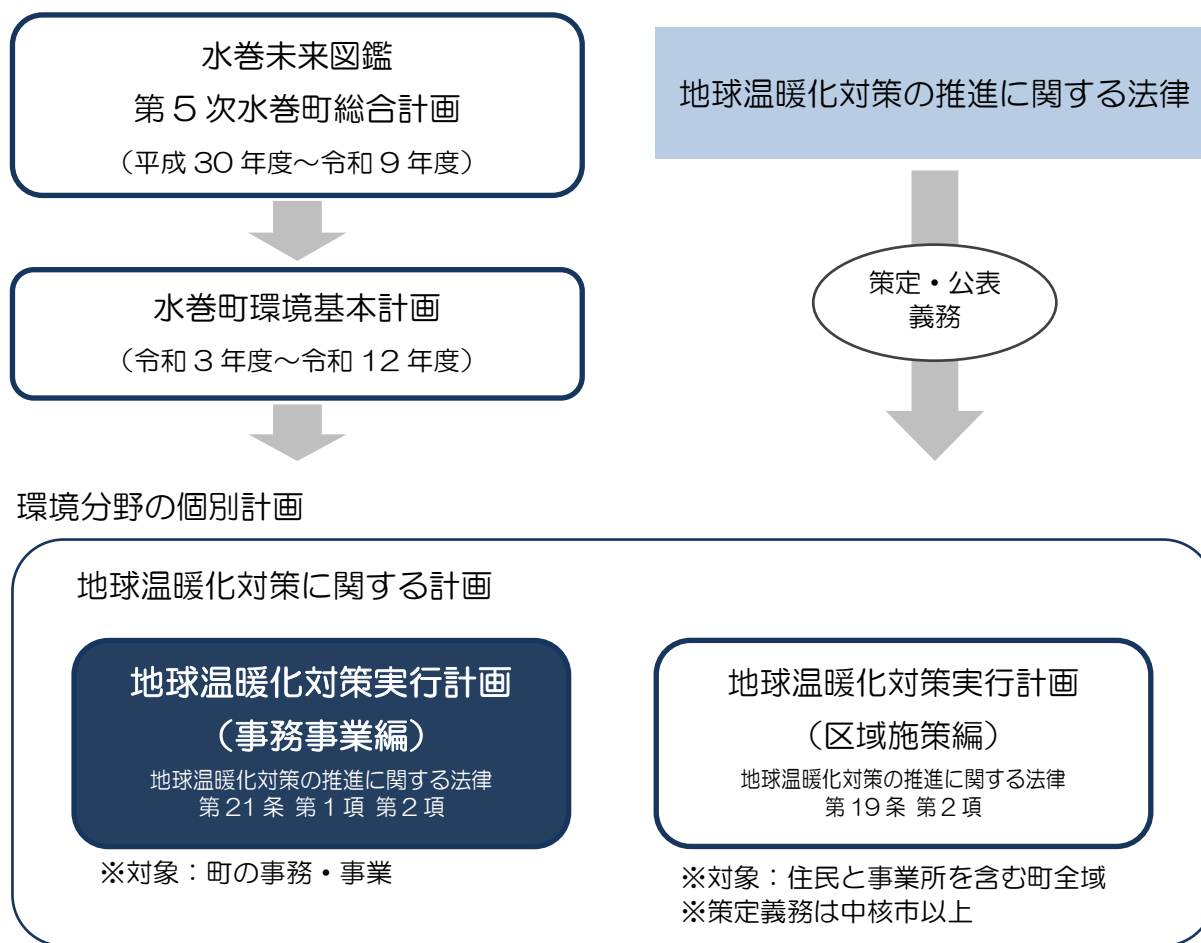


図 1 計画の位置づけ

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2021 年度（令和 3 年度）から 2025 年度（令和 7 年度）までの 5 年間とします。計画の進捗状況は、毎年、点検・評価するとともに、技術の発展等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、2025 年度（令和 7 年度）以降については、計画の改定を行うこととします。

(3) 対象とする施設

本計画の対象とする施設は、表1のとおりです。

表1 対象とする施設一覧

担当課名	担当係名	施設名
財政課	管財係	水巻町庁舎
		水巻町役場別館
		役場車庫棟
福祉課	障がい支援係	障害者福祉センター
	高齢者支援係	高齢者福祉センター(サクラほーる)
子育て支援課	子育て支援係	第二保育所
	児童少年相談センター	児童少年相談センター(ほっとステーション)
健康課	健康推進係	いきいきほーる
図書館・歴史資料館	図書館・歴史資料館	図書館・歴史資料館
学校教育課	学校教育係	猪熊小学校
		杣小学校
		頃末小学校
		吉田小学校
		伊左座小学校
		水巻中学校
		水巻南中学校
		吉田児童クラブ
		伊左座児童クラブ
		頃末児童クラブ
		杣児童クラブ
	猪熊児童クラブ	
	学校給食係	中学校給食センター
生涯学習課	スポーツ振興係	総合運動公園
	生涯学習係	南部公民館
		中央公民館
企画課	企画係	周遊拠点施設(ICOTTO! MIZUMAKI)
産業環境課	産業振興係	水巻町特産品センター

※周遊拠点施設(ICOTTO! MIZUMAKI)及び水巻町特産品センターは2018年度(平成30年度)から対象に追加
 ※小学校の給食室は各小学校に含まれます。

(4) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等があります。このうちエネルギーの消費によって排出される二酸化炭素は、全温室効果ガス総排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

(5) 計画の基準年度、目標年度

本計画の基準年度は、エネルギー使用量を把握できる年のうち、国の地球温暖化対策計画の基準年度である2013年度に最も近い2014年度とします。

また、本計画の目標年度は、計画期間終了年度である2025年度とします。

第 3 章 二酸化炭素の排出状況

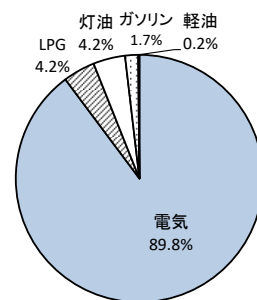
(1) エネルギーの使用量（基準年度の実績）

本町の事務・事業に伴う 2014 年度（基準年度）のエネルギー使用量は、熱量換算値で約 26,157GJ です（表 2）。電気使用量の割合が最も多く、約 90%を占めています（図 2）。

施設別のエネルギー使用量の内訳を図 3 に示します。

表 2 エネルギー使用量

種類	使用量	単位	熱量換算係数		熱量換算 (GJ) 【使用量× 熱量換算係数】
			係数	単位	
電気	2,355,453	kWh	9.97	MJ/kWh	23,484
LPG	21,528	kg	50.8	MJ/kg	1,094
灯油	29,744	L	36.7	MJ/L	1,092
ガソリン	12,939	L	34.6	MJ/L	448
軽油	1,057	L	37.7	MJ/L	40
合計	-				26,157



エネルギー使用量（熱量換算） 26,157GJ

図 2 エネルギー使用量の内訳

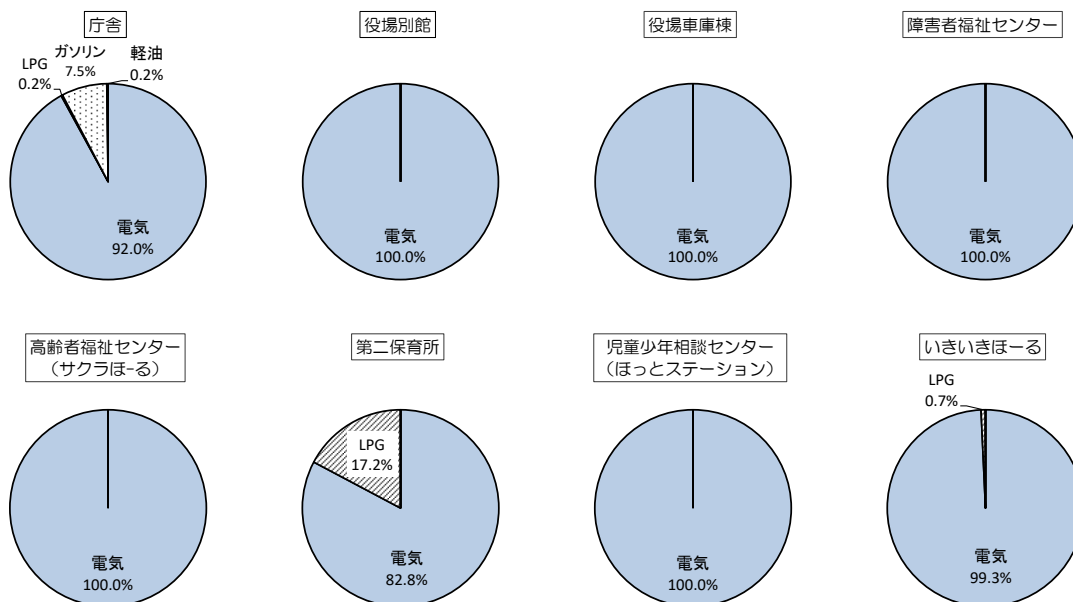


図 3 施設別エネルギー使用量（熱量換算）の内訳 (1)

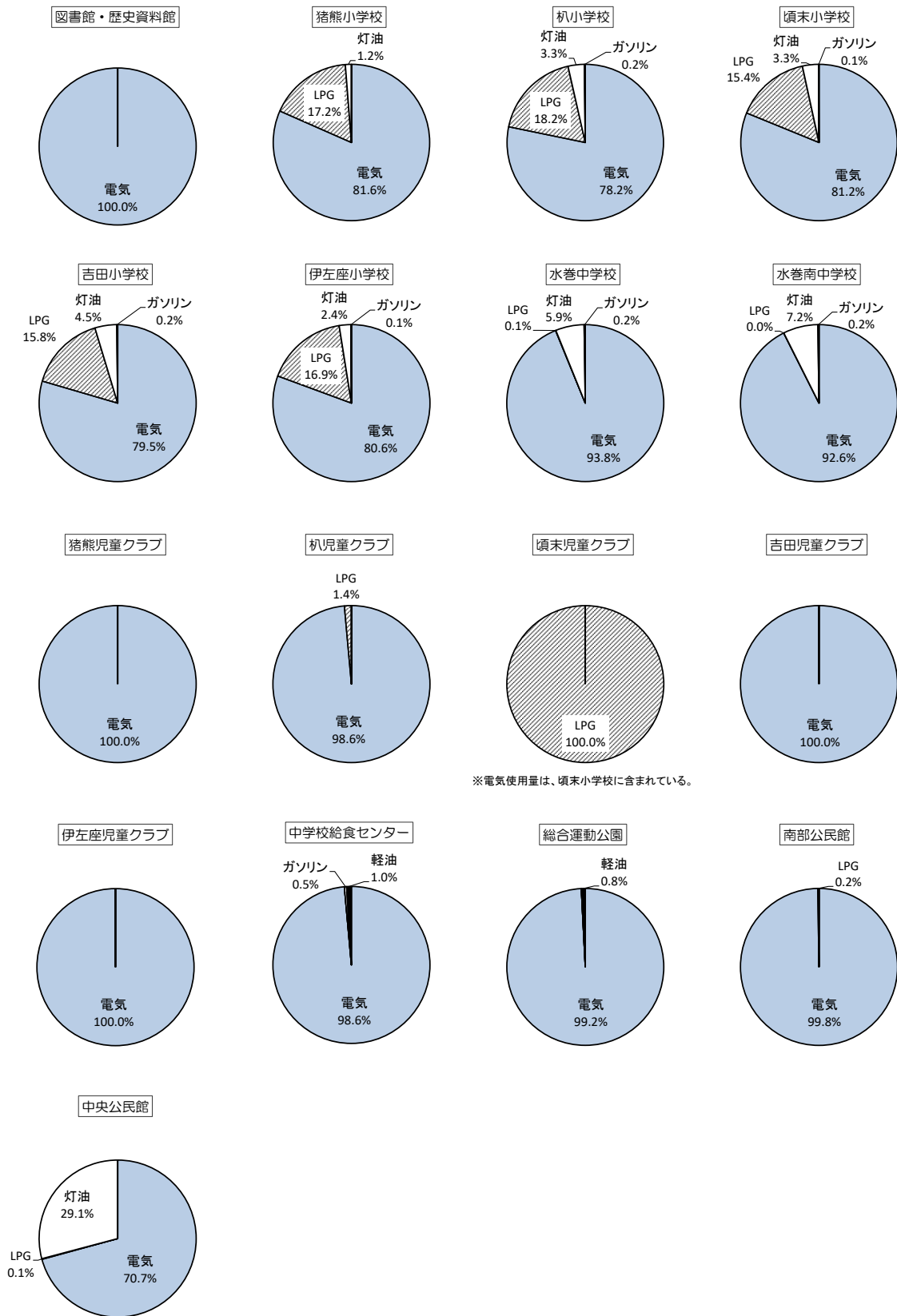


図3 施設別エネルギー使用量(熱量換算)の内訳(2)

①電気使用量

施設別にみると、庁舎、図書館・歴史資料館、中央公民館、総合運動公園の電気使用量が多くなっています（表3、図4）。

表3 施設別年間電気使用量及び用途

施設名	電気使用量 (kWh)	用途				
		冷房	暖房	給湯	厨房	照明等
庁舎	529,267	○	○			○
図書館・歴史資料館	296,892	○	○	○		○
中央公民館	192,639	○	○	○	○	○
総合運動公園	169,998	○	○			○
いきいきほーる	158,745	○	○	○	○	○
中学校給食センター	138,120	○	○	○	○	○
猪熊小学校	108,301	○	○		○	○
水巻南中学校	106,944	○			○	○
水巻中学校	98,326	○			○	○
頃末小学校	95,556	○			○	○
伊左座小学校	91,710	○			○	○
吉田小学校	75,142	○			○	○
杣小学校	74,766	○			○	○
第二保育所	66,378	○	○	○	○	○
南部公民館	55,320	○	○		○	○
高齢者福祉センター(サクラほーる)	31,562	○	○	○		○
役場別館	13,644	○	○			○
伊左座児童クラブ	9,952	○	○	○		○
障害者福祉センター	9,330	○	○	○		○
吉田児童クラブ	9,222	○	○	○		○
杣児童クラブ	8,306	○	○			○
児童少年相談センター(ほっとステーション)	7,473	○	○		○	○
猪熊児童クラブ	7,404	○	○	○		○
役場車庫棟	456					○
合計	2,355,453					

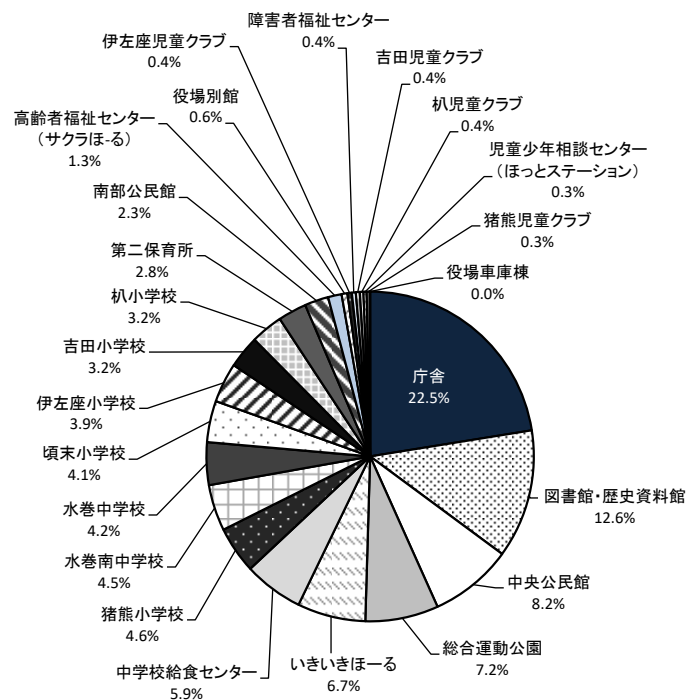


図4 電気使用量の内訳

月別にみると、職員や訪問者の出入りが多い庁舎は、特に夏（7～8月）と冬（1～2月）の電気使用量が多く、中央公民館は、イベント等が多い10月の電気使用量が多くなっています（図5）。

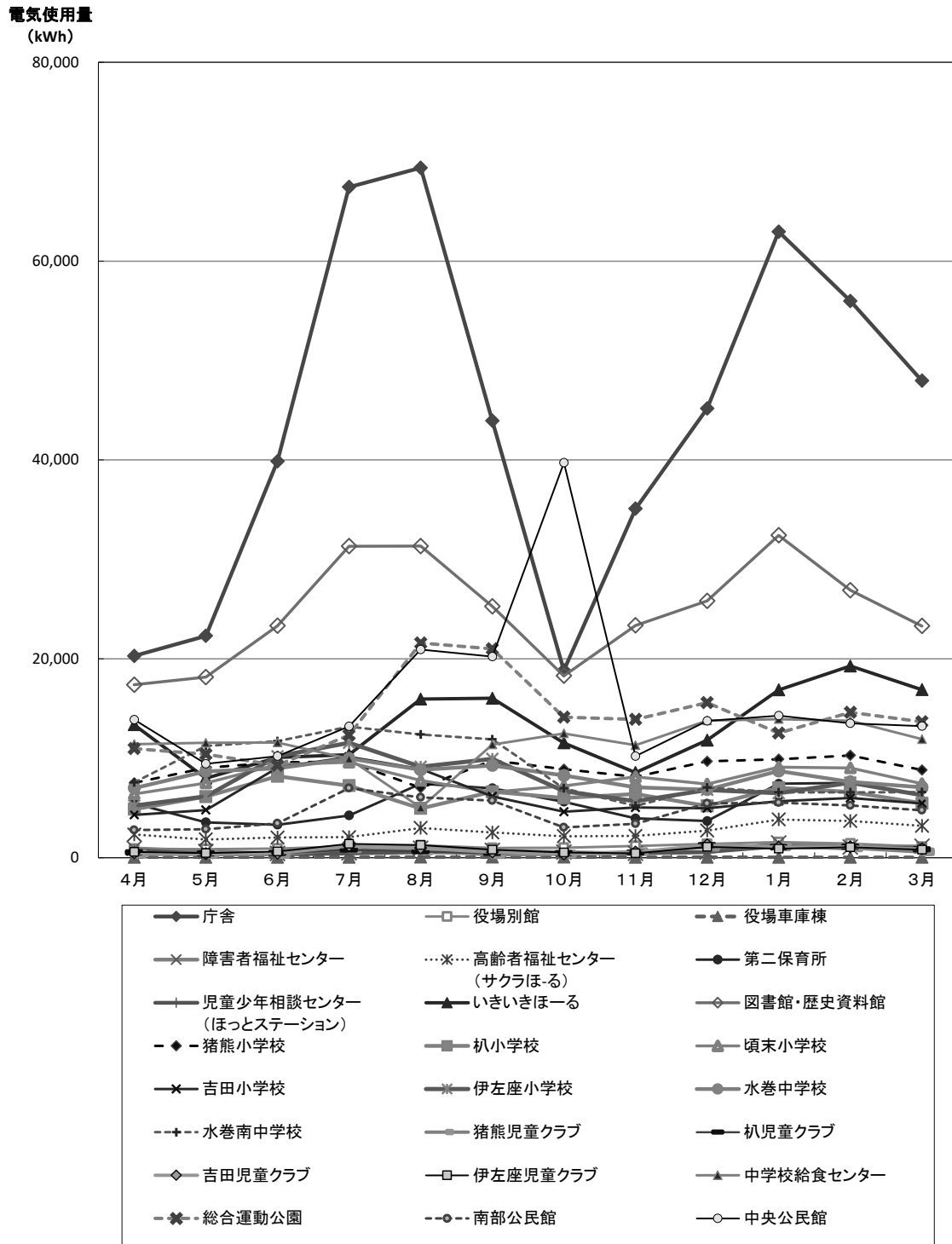


図5 施設別・月別電気使用量

②LPG 使用量

施設別にみると、小学校の給湯と厨房による LPG 使用量が多くなっており、5つの小学校で全体の約85%を占めています（表4、図6）。

表4 施設別年間 LPG 使用量及び用途

施設名	LPG (kg)	用途	
		給湯	厨房
猪熊小学校	4,467	○	○
伊左座小学校	3,769	○	○
頃末小学校	3,563	○	○
杵小学校	3,417	○	○
吉田小学校	2,929	○	○
第二保育所	2,715	○	
庁舎	278	○	
いきいきほーる	227		○
中央公民館	70	○	○
南部公民館	26	○	○
杵児童クラブ	24	○	
頃末児童クラブ	23	○	
水巻中学校	15	○	
水巻南中学校	6	○	
合計	21,528		-

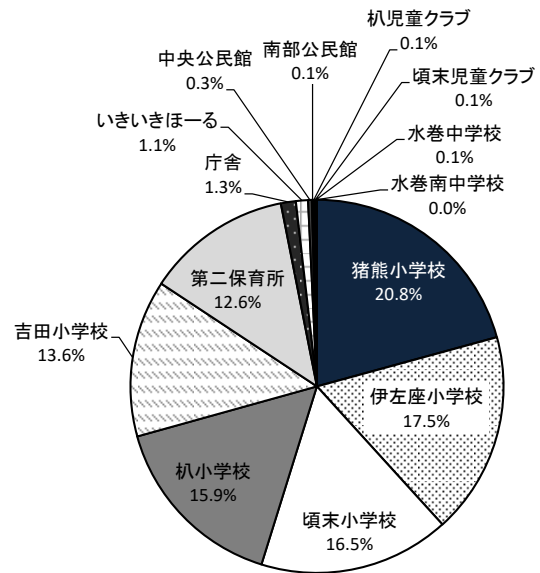


図6 LPG 使用量の内訳

月別にみると、給湯に使われることが多いため、第二保育所を除くほとんどの施設は8~9月のLPG使用量が少なくなっています（図7）。

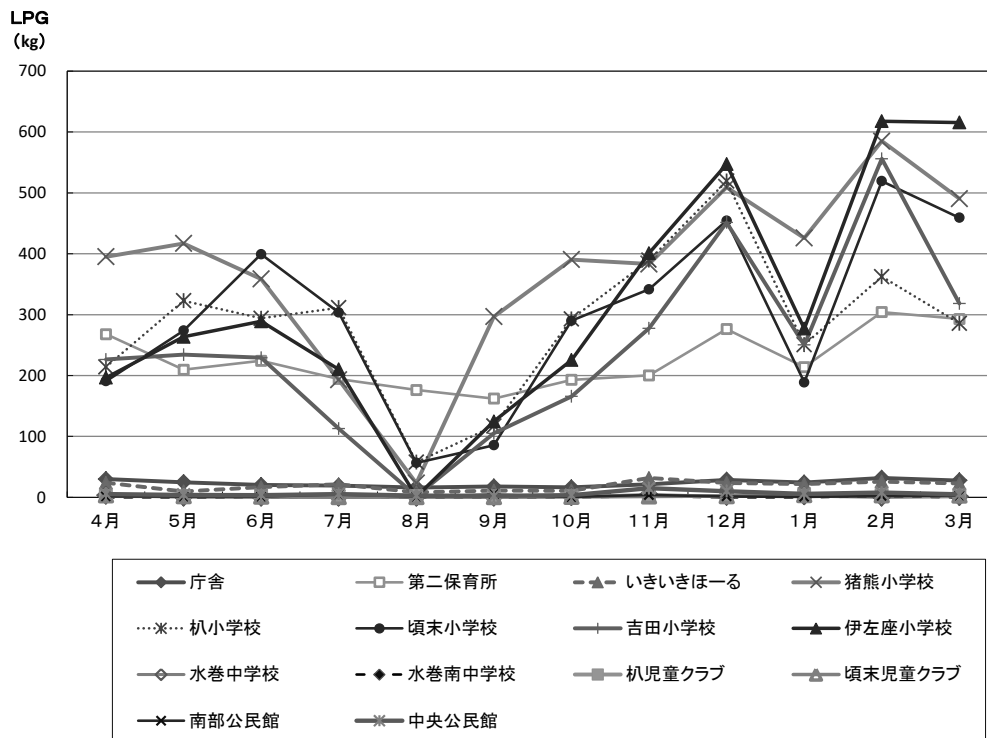


図7 施設別・月別 LPG 使用量

③灯油使用量

施設別にみると、中央公民館の冷暖房による灯油使用量が最も多く全体の約 72% を占めています。次いでは、小中学校の暖房で約 28%が使用されています（表 5、図 8）。

表 5 施設別年間灯油使用量及び用途

施設名	灯油 (L)	用途	
		冷房	暖房
中央公民館	21,550	○	○
水巻南中学校	2,250		○
水巻中学校	1,674		○
吉田小学校	1,152		○
頃末小学校	1,062		○
杣小学校	868		○
伊左座小学校	738		○
猪熊小学校	450		○
合計	29,744	-	

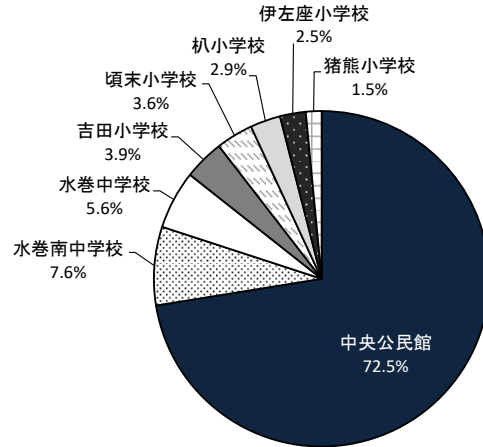


図 8 灯油使用量の内訳

月別にみると、冷暖房で灯油を使っている中央公民館は夏（7～9月）と冬（12～3月）に灯油使用量が多く、小中学校は暖房のため冬（12～3月）が多くなっています（図 9）。

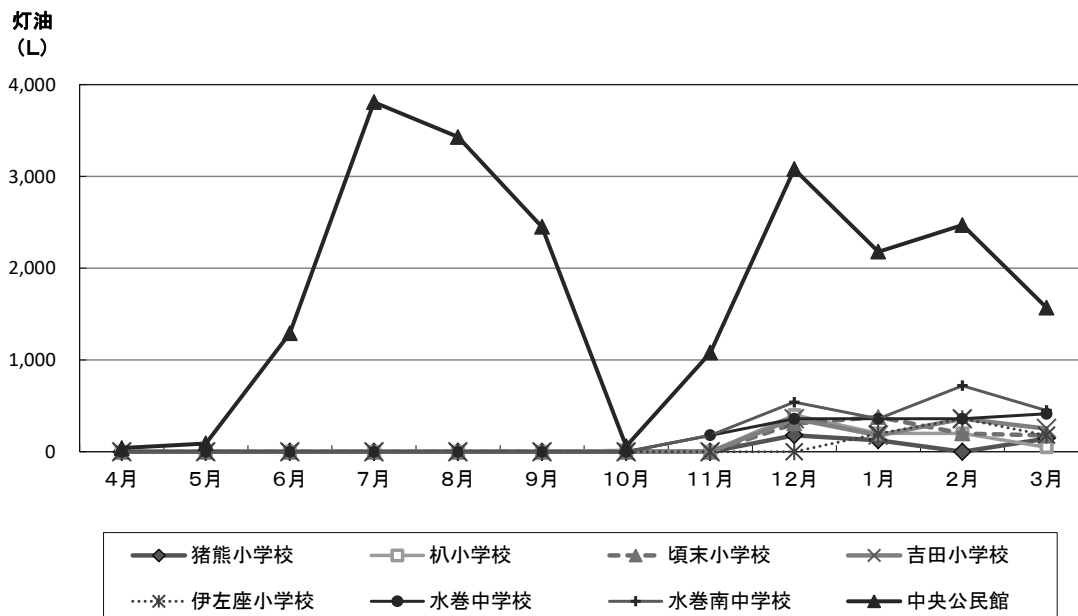


図 9 施設別・月別灯油使用量

④ガソリン使用量

施設別にみると、庁舎で使用している公用車のガソリン使用量が全体の約 96%を占めています（表 6、図 10）。

表 6 施設別年間ガソリン使用量

施設名	ガソリン (L)
庁舎	12,436
中学校給食センター	183
水巻南中学校	76
水巻中学校	71
杵小学校	55
吉田小学校	50
伊左座小学校	38
頃末小学校	30
合計	12,939

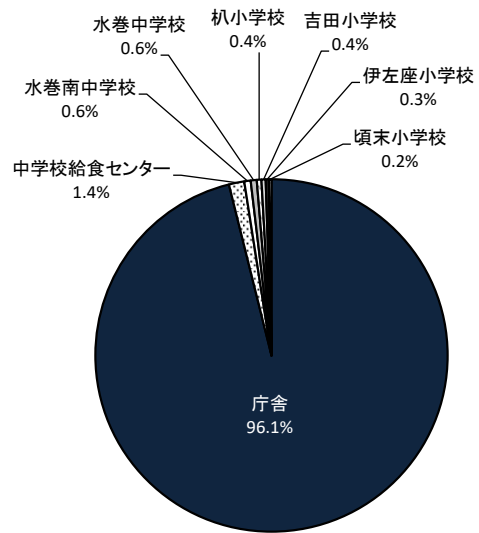


図 10 ガソリン使用量の内訳

⑤軽油使用量

施設別にみると、軽油は、総合運動公園、中学校給食センター、庁舎において、プールへの送迎や給食センターの配送に使用されています（表 7、図 11）。

表 7 施設別年間軽油使用量

施設名	軽油 (L)
総合運動公園	365
中学校給食センター	363
庁舎	329
合計	1,057

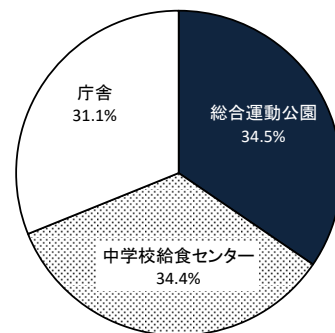


図 11 軽油使用量の内訳

(2) 二酸化炭素の排出状況（基準年度の実績）

①算定方法

二酸化炭素の排出量は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (Ver1.0) (平成 29 年 3 月、環境省総合環境政策局 環境計画課)」に基づき、電気や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定します。温室効果ガス排出量の算定に使用した排出係数 (2014 年度分) を表 8 に示します。

◆二酸化炭素排出量の算定式

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※事務・事業に伴う
電気使用量や燃料使用量

※電気や燃料の単位使用量あたり
発生する二酸化炭素排出量

表 8 二酸化炭素排出係数

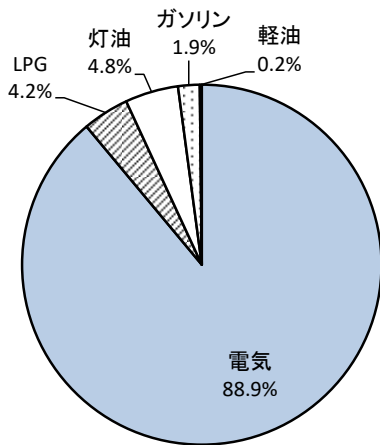
項目	排出係数
電気 (九州電力)	0.584 kg-CO ₂ /kWh
液化石油ガス (LPG)	2.999 kg-CO ₂ /kg
灯油	2.489 kg-CO ₂ /L
ガソリン	2.322 kg-CO ₂ /L
軽油	2.585 kg-CO ₂ /L

備考) 電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第 2 条第 4 項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いることとし「電気事業者毎の排出係数一覧」(環境省、令和 2 年 3 月 31 日告示) を、その他の燃料の排出係数は「温対法施行令第 3 条」(平成 27 年 4 月 1 日改正) から引用した。

②二酸化炭素の排出状況

本町の事務・事業に伴う 2014 年度の二酸化炭素総排出量は、1,547t-CO₂です。

そのうち、電気の使用による排出量が最も多く、約 89% (1,376t-CO₂) を占めています (図 12)。施設別の排出量をみると、庁舎が約 22%で最も多く、次いで図書館・歴史資料館、中央公民館、総合運動公園が多くなっています (図 13、表 9)。



二酸化炭素排出量 1,547t-CO₂

図 12 二酸化炭素排出量の内訳 (エネルギー種別)

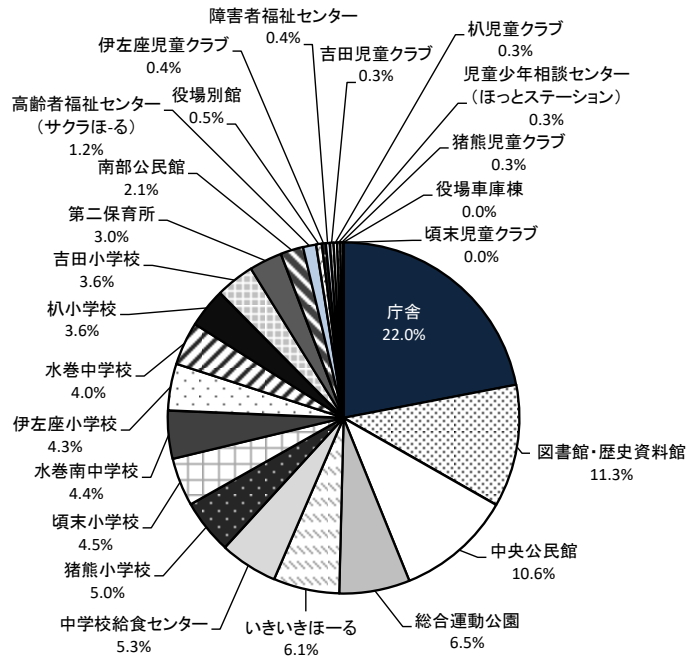


図 13 二酸化炭素排出量の内訳 (施設別)

表 9 エネルギー種別・施設別の二酸化炭素排出量

(単位: kg-CO₂)

施設名	電気	LPG	灯油	ガソリン	軽油	合計
庁舎	309,092	833	0	28,872	850	339,647
図書館・歴史資料館	173,385	0	0	0	0	173,385
中央公民館	112,501	210	53,648	0	0	166,360
総合運動公園	99,279	0	0	0	943	100,222
いきいきほーる	92,707	681	0	0	0	93,388
中学校給食センター	80,662	0	0	424	939	82,025
猪熊小学校	63,248	13,397	1,120	0	0	77,765
頃末小学校	55,805	10,684	2,644	70	0	69,202
水巻南中学校	62,455	18	5,601	176	0	68,251
伊左座小学校	53,559	11,302	1,837	88	0	66,787
水巻中学校	57,422	43	4,167	166	0	61,799
杵小学校	43,663	10,248	2,161	128	0	56,200
吉田小学校	43,883	8,784	2,868	116	0	55,651
第二保育所	38,765	8,142	0	0	0	46,907
南部公民館	32,307	79	0	0	0	32,386
高齢者福祉センター(サクラほーる)	18,432	0	0	0	0	18,432
役場別館	7,968	0	0	0	0	7,968
伊左座児童クラブ	5,812	0	0	0	0	5,812
障害者福祉センター	5,449	0	0	0	0	5,449
吉田児童クラブ	5,386	0	0	0	0	5,386
杵児童クラブ	4,851	71	0	0	0	4,922
児童少年相談センター(ほっとステーション)	4,364	0	0	0	0	4,364
猪熊児童クラブ	4,324	0	0	0	0	4,324
役場車庫棟	266	0	0	0	0	266
頃末児童クラブ	0	68	0	0	0	68
合計	1,375,585	64,561	74,047	30,039	2,732	1,546,964

(3) 基準年度（2014年度）以降の経年変化

①エネルギー使用量の経年変化

本町の事務・事業に伴うエネルギー使用量は、2014～2017年度まで概ね横ばいで推移した後、2018年度から減少し、2019年度には2014年度（基準年度）比で約16%減少しました。

対象施設の中でエネルギー使用量の多い庁舎や中央公民館、図書館・歴史資料館等の施設において照明や冷暖房設備の更新を行ったことや、運用面での日常的な取組の効果により、エネルギー使用量を大きく削減することができたものと考えられます。

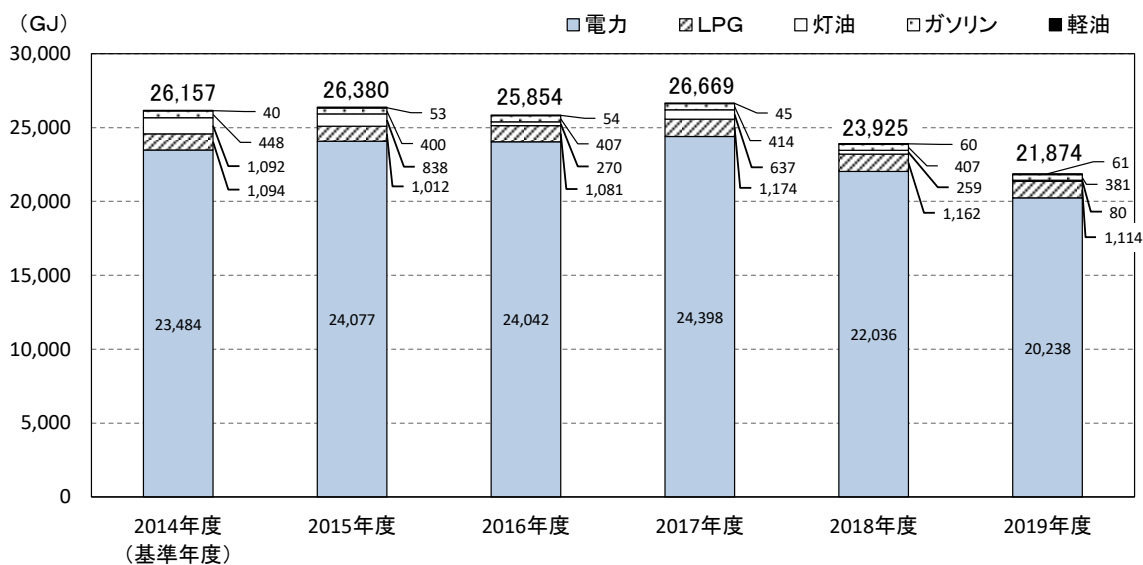


図 14 2014～2019年度のエネルギー使用量(熱量換算値)

②二酸化炭素排出量の経年変化

本町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は、経年的に減少傾向となっています。町の取組によりエネルギー使用量を削減したことに加えて、電力会社の低炭素化の取組（排出係数の低下）により排出量が減少しています。

2019年度の二酸化炭素排出量は、2014年度（基準年度）比で48.3%減少しています。国の地球温暖化対策計画における目標は、2030年度に2013年度比で約40%削減（業務その他部門）ですが、水巻町はこの目標水準を2019年度時点で達成しています。

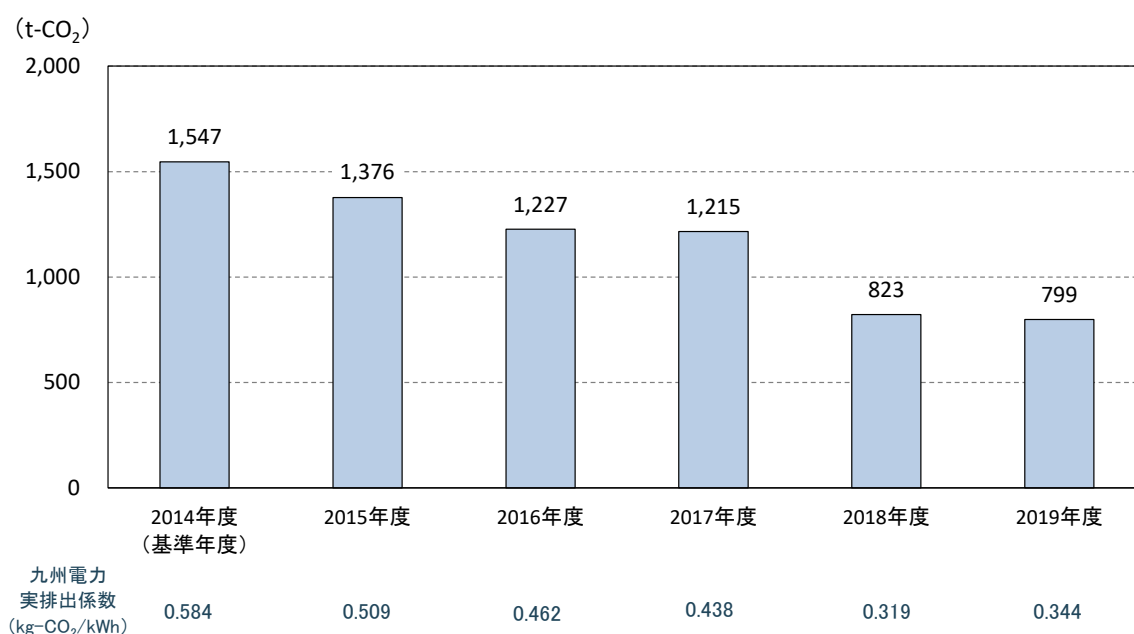


図 15 2014～2019年度の二酸化炭素排出量

第 4 章 計画の目標

(1) 二酸化炭素排出量の削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標は、2025 年度に 2014 年度比で 50%削減することとします。

計画期間においては、施設の建替／廃止の予定はありません。また、エネルギー消費量の多い施設の照明・空調等の設備更新は概ね終わっていることから、大幅なエネルギー使用量の削減は見込むことができません。しかし、一部には未更新の設備も残っていることから、継続的に設備更新を行うことや運用面の取組を強化することにより目標の達成を目指します。

◆温室効果ガス排出量の削減目標

2014 年度における二酸化炭素排出量 1,547 t-CO₂



2025 年度における二酸化炭素の排出量を、2014 年度比で

50 %削減 (-773 t-CO₂)

(本町の省エネ対策 19% 国・電力会社の取組 31%)

【※2019 年度比で **2 %削減** (-16 t - CO₂)】

※削減目標は、本町における事務・事業を対象としたものです。公共施設の新設・改築や廃止、設備の導入により事務・事業に大きな変更が生じた場合や、電力の排出係数の推移により、必要に応じて削減目標の見直しを行います。

この削減目標には電力業界の低炭素化の取組を踏まえた削減量を見込んでいます。2025年度の排出係数を2019年度と同じ $0.344\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ として排出量を推計すると、排出係数の低下による削減量は31%です。2025年度の目標である50%削減を達成するためには、町の取組により19%の削減が必要になります。

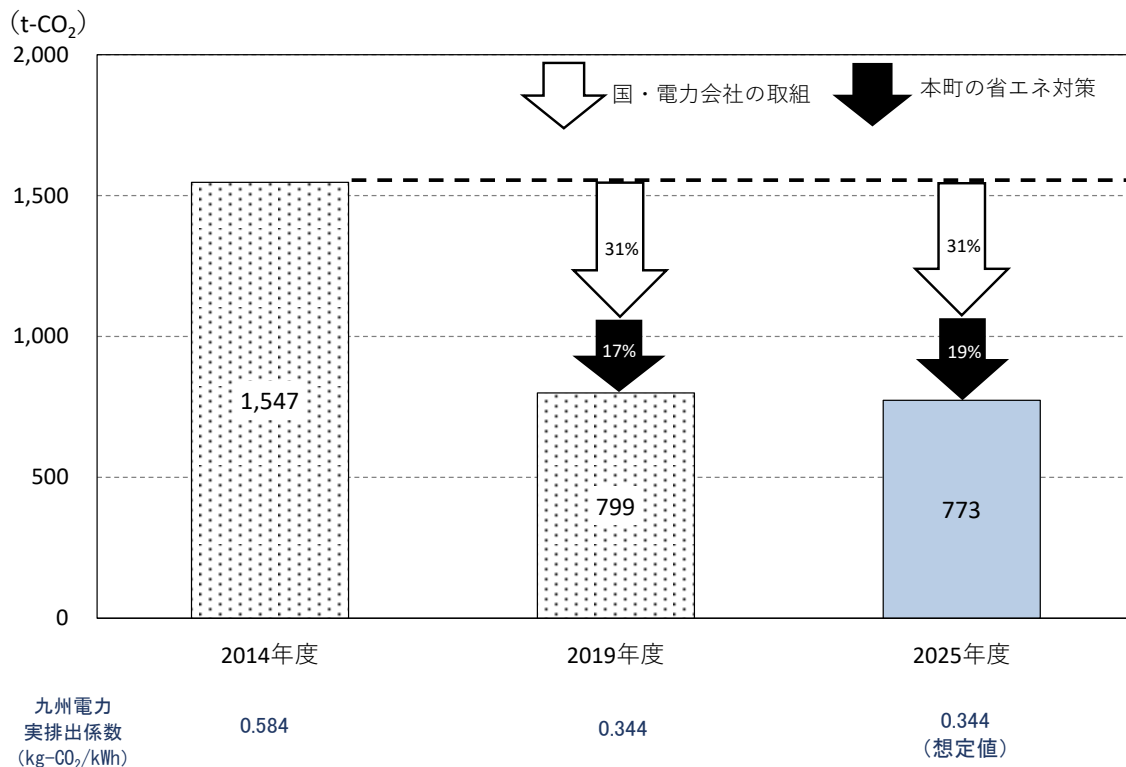


図 16 二酸化炭素排出量削減目標

(2) エネルギー使用量の削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標を達成するために、エネルギー使用量（熱量換算値）を2025年度に2014年度比で19%削減することを目標とします。

エネルギー使用量（熱量換算値）の削減目標：
2014年度比 19%削減
 (2014年度：26,157GJ → 2025年度：21,187GJ)

第 5 章 具体的な取組

(1) 財やサービスの購入に関する取組

①用紙類

- コピー用紙は、再生紙を購入する。
- トイレットペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。
- 印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高くかつ白色度の低いものを指定する。
- 印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。

②電気製品

- 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- 適正規模の電気製品を選ぶ。
- 水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。

③公用車

- 自動車の更新時は、エネルギー消費の少ない自動車（例：電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車）を選択する。

④文具・事務機器等

- 使い捨て製品の購入を控える。
- 再利用や詰め替え可能な製品（文具、洗剤等）を購入する。
- 部品の交換修理の可能な製品等長期使用が可能な製品を購入する。
- エコマーク等、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。
- 製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。

(2) 財やサービスの使用に関する取組

①用紙類

- 両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- 裏紙の活用を徹底する。
- ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。
- 各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。
- 会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。
- 会議資料等の部分修正は、差替えではなく、見え消しや言葉で修正する。
- 事前配布資料は、再配布を自粛する。
- 会議等においては、封筒を使用しない。
- 印刷物の残数把握をして印刷部数を減らす。
- 資料の A4 版化等規格の統一化を図る。
- 庁内 LAN を活用、電子メールの使用により、ペーパーレス化を図る。
- 会議をペーパーレス（タブレットやノートパソコンを利用）で行う。

②水道使用量

- 洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯等をするときにはこまめに水を止める。
- 利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。

③電気使用量

- OA 機器については節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は主電源を切って、待機時消費電力を削減する。
- LAN の活用により周辺機器の共有化を図る。
- 冷房中の室温は 28℃、暖房中は 20℃を目安にして、適切に調整する。
- 空調フィルターを定期的に清掃・点検する。
- 冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインド、グリーンカーテンを活用する。
- 冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。
- 会議室、給湯室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明・空調は、使用のつど付ける。
- 昼休みや時間外等、不必要な照明を消灯する。
- 通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。
- 窓側等消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。
- クールビズ・ウォームビズを実施する。

- エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み降ろしのための利用とする。
- 空調使用時の換気には普通換気ではなく全熱交換器を用いる。
- 排出係数の少ない電気事業者の選択を検討する。

④燃料使用量

- 自動車のタイヤ空気圧を適正に保つ等、定期的に点検・整備を実施する。
- 公共交通機関の利用を心掛ける。
- 緩やかに発進し（5秒かけて20km/hまで加速）、経済速度^{*}で運転する。
※交通の円滑な流れを乱すことなく、できるだけ低いエンジン回転数で効率よく走行できるスピード。
- 早めにアクセルオフをしてエンジンプレーキを活用する。
- 駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。
- カーエアコンは必要最小限にする。
- 無駄な荷物を積んだまま運転しない。
- 公用車は適正な台数に抑える。
- 合理的な走行ルートを選択し、公用車の運転を行う。
- 公用車の走行距離、燃料使用量等を把握・管理する（運転日報の記録等）。

（3）ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組

- 容器や包装は再利用する。
- 事務用品、ファイル、封筒などは再使用する。
- 資源回収ボックスを利用する。

（4）施設の新築・改修、設備の導入・更新に関する取組

- 個別照明、個別冷暖房が可能なシステムを導入する。
- デマンド管理や電力消費監視システム等を導入し、電力消費の見える化を実施する。
- LED照明器具への買い換えを順次行う。
- 人感センサー付の照明器具を導入する。
- 自然光、自然風を施設内に取り入れる工夫を行う。
- 施設周辺や屋上等の緑化を図る。
- 高効率給湯器（エコキュート、エネファーム等）の導入を検討する。
- 省エネルギー型空調（外気冷房、全熱交換器等）の導入を検討する。

- 施設・設備に自然エネルギーの導入を検討する。
 - 例) 太陽光発電設備・太陽熱利用設備、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス熱利用設備（ボイラー、ストーブ）等
- 室内の空気を攪拌することにより室内の温度差を解消するために、空調にハイブリッドファンを設置することを検討する。
- 空調の室外機には、夏季に日除け対策を実施し、冬季には取り外す。
- 空調の室外機の吹き出し口近くにある障害物を撤去する。

(5) 建設工事に関する取組

- 支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
 - 例) 運搬車両台数、運転時間、運搬ルートを検討など
- 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

(6) 温暖化対策意識の向上に関する取組

- 温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供する。

第 6 章 計画の推進

(1) 推進体制

①水巻町環境推進委員会

水巻町環境推進委員会は、水巻町環境推進委員会要綱に基づき庁内関係課から構成し、計画の策定、見直し及び推進管理を行います。なお、環境推進委員会は、具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的の実施状況を把握し、事務局に報告します。

②事務局（環境係）

事務局は、計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、水巻町環境推進委員会の開催・運営を行います。

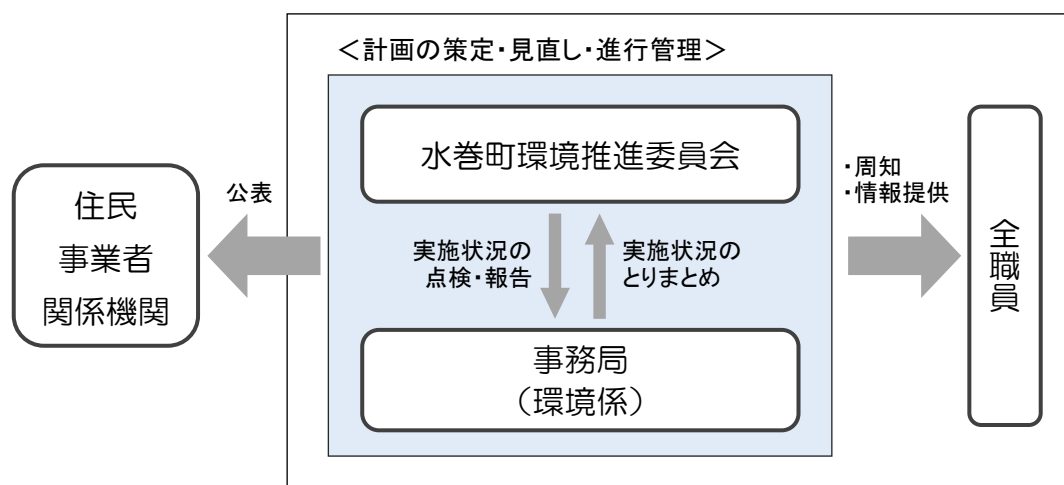


図 17 計画の推進体制

(2) 実施状況の点検・把握

事務局は、年1回、調査票を用いて、各施設のエネルギー使用量と各係の取組の実施状況を把握し、水巻町環境推進委員会に報告します。事務局は町全体の実施状況をとりまとめ、水巻町環境推進委員会において点検・評価を行います。

表 10 実施状況の把握

項目	調査担当係	調査回数
電気・燃料使用量	施設・車両を管理する全ての係	年1回
取組の実施状況	関係各係	

(3) 計画の公表

計画の内容及び実施状況をホームページや広報みずまき等により一般に公表します。

表 11 計画の公表

項目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の策定・改定時	ホームページ、 広報みずまき
目標の達成状況	毎年1回	

(4) 計画の見直し

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、目標年度である2025年度（令和7年度）には計画の見直しを行います。また、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合は計画の見直しを行うものとします。

1. 水巻町環境推進委員会要綱

平成 27 年 7 月 1 日訓令第 6 号

改正 平成 30 年 7 月 4 日訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 水巻町環境基本計画及び水巻町地球温暖化対策実行計画の推進並びに水巻町の環境保全への対策等に関する庁内の連絡調整を行い、もって円滑な計画の推進を図るとともに、水巻町の生活環境の保全に資するため、水巻町環境推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水巻町環境基本計画の推進に関する事項
- (2) 水巻町地球温暖化対策実行計画の策定、推進及び進行管理に関する事項
- (3) 各施設の地球温暖化対策に関する事項
- (4) 環境の保全に資するために必要な事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる課の職員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、産業環境課環境係において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年7月4日訓令第2号)

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

課 名
総務課
企画課
財政課
住宅政策課
下水道課
建設課
産業環境課
学校教育課
生涯学習課
図書館・歴史資料館

2. 水巻町環境推進委員会委員名簿

令和2年7月1日現在

課名	係名	役職
総務課	庶務係	係長級
企画課	企画係	係長級
財政課	管財係	係長級
住宅政策課	建築係	係長級
	町営住宅係	係長級
下水道課	工務係	係長級
建設課	土木係	係長級
	都市計画係	係長級
産業環境課	産業振興係	係長級
学校教育課	学校教育係	係長級
生涯学習課	生涯学習係	係長級
図書館・歴史資料館		係長級

(事務局)

産業環境課	環境係	課長
		係長
		主任
		主事

第2期 水巻町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



水と緑の夢絵巻
みずまき
福岡県遠賀郡水巻町

MIZUMAKI-TOWN